

▽短期入所生活介護サービス利用者が付添いなしに口腔ケアを行っていた際に転倒して右大腿骨頸部を骨折し、その半年後に誤嚥性肺炎により死亡した事案につき、事業者の安全配慮義務違反を認めたが、事故と死亡との相当因果関係は認めなかった事例

〔 損害賠償請求事件、さいたま地裁平28（ワ）1218号、  
平30・6・27民2部判決、一部認容、一部棄却（確定） 〕

## 1 事案の概要

要介護状態にあったAは、Yの設置する短期入所施設における短期入所生活介護サービスの利用中、付添いなしに口腔ケアを行っていた際に転倒（本件事故）して右大腿骨頸部を骨折し、その約半年後に誤嚥性肺炎により死亡した。本件は、Aの相続人であるXが、Yに対し、短期入所生活介護利用契約（本件利用契約）の債務不履行（安全配慮義務違反）による損害賠償請求権に基づき、主位的に、本件事故の結果Aが死亡し、5740万0779円の損害が発生したと主張して、その一部である2000万円及び遅延損害金の支払を求め、予備的に、仮に本件事故とAの死亡との間に相当因果関係が認められないとしても、本件事故の結果Aが重篤な後遺障害を負い、1976万7616円の損害が発生したと主張して、同額及び遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案である。

## 2 主たる争点

本件の主たる争点は、①Yの安全配慮義務違反の有無、②本件事故とAの死亡との相当因果関係の有無、③本件事故によるAの後遺障害の有無及び程度、④損害額である。

### 3 本判決の要旨

(1) 本判決は、争点①について、Yは、Aとの間で締結した本件利用契約に基づき、介護事業者として、具体的に予見し得る危険についてAの生命・身体等を保護するべく配慮する義務を負っていたとした上で、Aが右上肢の機能全廃及び右下肢の著しい障害を有していたこと、本件利用契約を締結する際、Yは、XからAが自宅で転倒していることを知らされ、Aが転倒しないよう配慮する旨を表明していたこと、本件事故の当日を含む2回にわたり、XからYの職員に対し、従前よりも転倒の危険が増しており注意してほしい旨の具体的な注意喚起があったことなどから、本件事故当時、Yは、本件施設内でのAの転倒に注意し、転倒の防止に配慮する義務を負っており、本件事故現場である洗面所の構造やAが口腔ケアをする際の姿勢や動作等を踏まえると、Aの口腔ケアに付き添うか洗面所内に椅子を設置するなど、転倒を防止するための措置を講じる義務を負っていたとして、Yの安全配慮義務違反を認めた。

(2) 次に、本判決は、争点②について、Aの直接死因である誤嚥性肺炎の発症に全身状態の悪化が影響したことは否定し難いものの、Aの全身状態の悪化は主に認知機能の急激な低下によるものであり、Aの認知機能が急激に低下した機序は明らかでないとして、本件事故とAの死亡との相当因果関係を認めることは困難であると判断した。

そして、同判断を前提として、争点③について、Aに本件事故前に有していた障害以上の障害が後遺したとは認めるに足りないとした上で、争点④について、転倒して右大腿骨頸部骨折を負い手術やリハビリを要する事態に陥ったことに関し、治療費等のほかに慰謝料250万円を認める判断をした。

なお、A及びその家族が、Yに対し、口腔ケアの際の付添いや椅子の設置等を求めていなかったことをもって、過失相殺すべきものとは解されないとした。

### 4 解説等

(1) 本事案の特徴として、安全配慮義務違反の有無の判断に関しては、Aが自宅で転倒したり、他施設で足に力が入らず車椅子を利用したりしたことについて、YがX

から具体的に伝えられ、注意を喚起されていたことを指摘できると思われる。その上で、本判決は、本件事故現場におけるAの口腔ケアに伴う転倒の予見可能性について具体的に検討している。

また、転倒事故と死亡等との相当因果関係の判断に関しては、本件事故後、死亡までの間に相当期間が経過し、しかも、手術とリハビリにより一旦はAの身体機能に相応の回復がみられたにもかかわらず、その後急激に全身状態が悪化したという経過が特徴的といえよう。

(2) 介護施設における転倒事故に関する他の裁判例としては、大阪地判平29.2.2 本誌2346・92、東京地判平29.3.14〔判例秘書登載〕〔平26(ワ)33075号〕等が挙げられる。

(3) 介護施設における転倒事故について事業者に対し損害賠償を求める事案は少なくないところ、本判決は事例判断ではあるものの、同種事案における安全配慮義務違反や相当因果関係等を考えるに当たり、実務上参考になるとと思われるので紹介する次第である。

(仮名)